

納付が困難な場合は免除申請があります！

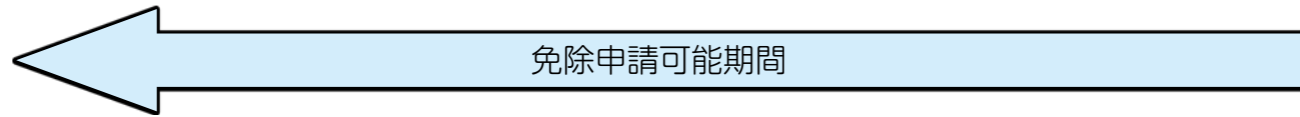
保険料を未納のままにしておくと、将来受け取る老齢年金や、障害年金が受けられない場合がありますので、納付が難しい場合は必ず免除の申請をしましょう(所得制限があります)。

免除対象期間は、申請時点の2年1カ月前の月までです。

例) 平成29年3月に申請した場合

平成27年2月

平成29年3月



～免除の対象となる方～

1. 本人・配偶者・世帯主の所得が一定以下の方
2. 生活保護法による生活扶助以外の扶助を受けている方
3. 障害者または寡婦で、前年の所得が125万円以下の方
4. 震災・風水害・火災などの災害により、保険料を納めるのが困難な方
5. 厚生労働省が指定する学校の学生ではない方
6. 失業により、保険料を納めるのが困難な方



※6の場合は、雇用保険の「離職票」が必要になります。詳しくは年金係までご相談ください。

| 免除の種類 | 全額免除 | 3/4免除 | 半額免除 | 1/4免除 | 納付猶予 50歳未満限定 |
|----------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|-----------------|
| 月に納める保険料 (平成28年度) | なし | 月額 4,070円 | 月額 8,130円 | 月額 12,200円 | なし |
| 受け取る年金額 への影響は? | 定額納付と比べると 2分の1を加算 | 定額納付と比べると 8分の5を加算 | 定額納付と比べると 4分の3を加算 | 定額納付と比べると 8分の7を加算 | 加算なし |

～ 保険料の納め忘れにご注意ください! ～

- ▶ 免除が承認されても、一部免除(3/4、半額、1/4)の方は減額された保険料の納付が必要です。納め忘れると、未納扱いとなってしまいます。

- ・平成28年7月1日から平成37年6月末までの時限措置として50歳未満の方を対象とした納付猶予制度が導入されました。
- ・50歳未満の方(学生を除く)で、本人、配偶者(別居中の配偶者を含む)それぞれの前年所得が一定額以下(全額免除の所得基準と同じ)の場合に、申請により保険料の納付が猶予されます。

納付が困難な方で学生の場合は学生納付特例制度があります！

～対象となる方～

- ◆厚生労働省が指定する大学(大学院)、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校、および各種学校などの修業年限が1年以上の課程に在学する学生。
- ◆前年の各種控除後の所得が118万円(収入目安は194万円)以下の方です。なお、退職があった場合はこのかぎりではありませんが雇用保険の「離職票」が必要になります。詳しくは年金係までご相談ください。

お問い合わせ：市民課年金係 ☎893-4411 内線117

平成29年4月から、国民年金保険料が変わります。

| | | | | |
|--------|--------------|---|--------|--------------|
| 平成28年度 | (月額) 16,260円 | → | 平成29年度 | (月額) 16,490円 |
|--------|--------------|---|--------|--------------|

保険料納付は前納や早割がお得!

国民年金保険料を現金で前納すると「3,510円」割引!



現金で1年度分を
毎月納付

16,490円×12月 = 197,880円

現金で1年度分を
前納

3,510円
割引

194,370円

※現金払い(納付書)での前納は、1年度分(12カ月分)や6カ月分だけではなく、任意の月分から年度末までの分を前納することも可能です。この場合、納付書が必要となりますので、コザ年金事務所までお問い合わせください。

コザ年金事務所 ☎933-2267(自動音声案内)

月々の口座振替に早割制度があります。早割利用で月額50円割引!

口座振替を早割で申し込まれた方の初回は、前月分(割引なし)と当月分(50円割引)の2カ月分の保険料が引き落としとなり、その後の毎月の保険料が50円割引となります。

【口座振替で毎月納付】

4月分保険料 16,490円

5月分保険料 16,490円

【口座振替を早割にすると】※5月分からの場合

4月分保険料 16,490円

5月分(早割) 16,440円

6月分(早割) 16,440円

翌月末引落し 翌月末引落し

2カ月分引落し 当月末引落し

※口座振替は月末引き落としです。月末が休業日の場合は、翌営業日に引き落とされます。

◆今まで口座振替していた方も早割に変更する場合には手続きが必要です。また、早割制度は随時お申し込みいただけます。

こんなときには、必ず届出を!

| こんなとき | どうする? | 届出先 |
|----------------------------------|-----------------------|------------|
| 会社を退職したとき | 国民年金の加入手続きをする | 市役所 年金窓口 |
| 配偶者の扶養になったとき (配偶者が第2号被保険者の場合) | 第3号被保険者への種別変更の手続きをする | 配偶者の勤務先 |
| 配偶者の扶養から外れたとき | 第1号被保険者への種別変更の手続きをする | 市役所 年金窓口 |
| 配偶者が転職し、会社が変わったとき | 引き続き、第3号被保険者となる手続きをする | 配偶者の新しい勤務先 |
| 年金手帳を紛失したとき | 再交付の手続きをする | 最寄りの年金事務所 |
| 納付書を紛失したとき | 納付書の再発行を申し出る (電話可) | 最寄りの年金事務所 |